

別表1(第3条関連)

役割

場	消防(局)本部	地区MC協議会
役割	<ul style="list-style-type: none">・救急救命士及び救急隊員等の指導・教育・その他、地区MC協議会又は消防(局)本部が指示する任務	<ul style="list-style-type: none">・地区MC協議会への参画・地区MC協議会と消防(局)本部間の連絡調整・その他、地区MC協議会又は消防(局)本部が指示する任務

別表2(第4条関連)

認定要件

1 救急救命士として、通算5年以上の実務経験を有する者
2 救急隊長(救急隊長代行を含む)として、通算5年以上の実務経験を有する者
3 救急救命士として就業開始後に経験した特定行為総数のうち、医師の具体的指示が必要な特定行為について、26症例(救急救命士再教育病院実習により実施した症例を含む。)以上の成功施行経験を有する者
4 医療機関において、通算280時間以上の病院実習(救急救命士就業前研修及び救急救命士再教育による病院実習を含む。)を受けている者
5 消防署内の現任教育、講習会等での教育指導、学会での発表など、教育指導や研究発表の経験のある者
6 以下に定める必要な養成教育を受けている者、又は一定の指導経験を有する者 (1)必要な養成教育 ア 消防大学校専科教育救急科(平成26年度以降) イ 一般財団法人救急振興財団指導救命士養成研修 ウ 国が示す「指導救命士養成カリキュラム」に準拠した県又は市町村が実施する研修 (2)一定の指導経験を有する者 ア 救急救命士養成所又は消防大学校の指導教官として、他の救急救命士等の指導、育成に1年以上継続して従事した者 イ 救急ワークステーションの指導的立場の救急救命士として、日常的に他の救急救命士等の指導、育成に1年以上継続して従事した者 ウ 所属する消防(局)本部において指導的立場の救急救命士として配置され、日常的に他の救急救命士等の指導、育成に1年以上継続して従事した者